

広島城観光キャラクター「てるてる」デザイン使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広島城観光キャラクター「てるてる」のデザインを使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

(使用承認の申請)

第2条 デザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、広島城観光キャラクター「てるてる」デザイン使用承認申請書（様式1）（以下、「申請書」という。）に必要事項を記入の上、必要な書類を添付して広島城・周辺地区観光振興推進協議会会長（以下、「会長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、承認を受けることなく使用することができる。

- (1) 広島市が業務に使用するとき。
- (2) 報道機関が、報道又は広報の目的で使用するとき。
- (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する私的使用の目的に該当するとき。
- (4) その他、会長が適当と認めたとき。

2 商業目的で使用する場合には、以下の資料を併せて提出すること。

- (1) 会社概要など申請者の事業内容が分かる資料
- (2) 修正可能な段階での使用する商品等のデザイン案（見本）及び企画書など仕様が分かる資料

(使用承認)

第3条 会長は、前条の使用承認申請があったときは、申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザインの使用を承認するものとする。

- (1) 広島市、広島城又は広島城観光キャラクター「てるてる」のイメージを損なうおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 商品やサービスの品質を担保、証明するものとして利用されるおそれがあるとき。
- (4) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (5) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者が使用のおそれがあるとき。
- (7) 暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力団不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）であると認められる者が使用のおそれがあるとき。
- (8) デザインをデザインマニュアルに従って使用しないおそれがあるとき。

(9) その他、会長が公益上の観点又は著作権等管理の観点から使用について不相当と認めるとき。

2 会長は、デザインの使用を承認するときは、広島城観光キャラクター「てるてる」デザイン使用承認書(様式2)により、申請者に通知する。なお、会長が必要と認めた場合は条件を付することができる。また、使用を承諾しないときは、広島城観光キャラクター「てるてる」デザイン使用不承認書(様式3)により、申請者に通知する。

(使用期間)

第4条 前条の規定により承認を受けたデザインの使用期間は、原則として前条の規定による承認を受けた日が属する年度の末日までとする。なお、この期間は、第2条から前条までの規定の準用により、更新することができる。

(承認内容の変更)

第5条 第3条の規定による承認を受けた者(以下、「使用者」という。)が、承認された内容を変更しようとするときは、広島城観光キャラクター「てるてる」デザイン使用変更申請書(様式4)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の申請があったときは、申請者に対し、デザインの使用変更の承認又は不承認の連絡を行う。

(使用承認の取消し)

第6条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、デザインの使用承認を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの要領及び承認の内容に違反した場合
- (2) その他、会長が特に必要と認めた場合

2 前項の規定により承認を取り消された者は、当該取消しのあった日以後、当該承認に係る物件を使用してはならない。

3 前項の規定による承認の取消しにより生じた、使用物件の回収に係る費用等の損害又は損失は使用者の負担とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認された内容のみに使用すること。
- (2) 使用承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) デザインマニュアルに従って使用すること。
- (4) デザインを使用した物品等を作成するときは、デザインと併せて、「広島城観光キャラクター てるてる」と表示すること。ただし、物品等の形状等から表示が困難な場合は、会長と協議して表示内容を定めること。
- (5) 第3条第2項に基づく条件が付された場合、これに従って使用すること。

(責任)

第8条 会長は、デザインの使用により使用者が被った被害、第三者に与えた損害及び承認を取り消された者がこれにより生じた損害について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、デザインの使用により、広島市又は広島城・周辺地区観光振興推進協議会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(使用料)

第9条 デザインの使用料は、無償とする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、デザインの使用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年3月26日から施行する。

(様式1)

令和 年 月 日

広島城・周辺地区観光振興推進協議会
会長 様

【申請者】

住 所	〒
団体等の名称 (個人の場合は 氏名)	
代表者職・氏名	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

広島城観光キャラクター「てるてる」デザイン使用承認申請書

広島城観光キャラクター「てるてる」デザイン使用取扱要領に基づき、下記のとおり使用を申請します。

記

使用対象 (内容・種類・名称)	
使用目的・用途	
使用区分	<input type="checkbox"/> 商品 <input type="checkbox"/> その他
使用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
使用場所、地域	
価格(商品の場合のみ)	円(税抜 ・ 税込)
作成数量等	
その他・備考	

(様式2)

令和 年 月 日

(申請者) 様

広島城・周辺地区観光振興推進協議会 会長

広島城観光キャラクター「てるてる」デザイン使用承認書

令和 年 月 日付けで申請のありました広島城観光キャラクター「てるてる」デザインの使用について、承認します。

記

使用対象 (内容・種類・名称)	
使用目的・用途	
使用区分	<input type="checkbox"/> 商品 <input type="checkbox"/> その他
使用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
使用場所、地域	
価格(商品の場合のみ)	円(税抜 ・ 税込)
作成数量等	
その他・備考	

(様式3)

令和 年 月 日

(申請者) 様

広島城・周辺地区観光振興推進協議会 会長

広島城観光キャラクター「てるてる」デザイン使用不承認書

令和 年 月 日付けで申請のありました広島城観光キャラクター「てるてる」デザインの使用について、下記理由により承認できません。

記

不承認の理由	
--------	--

(様式4)

令和 年 月 日

広島城・周辺地区観光振興推進協議会
会長 様

【申請者】

住 所	〒
団体等の名称 (個人の場合は 氏名)	
代表者職・氏名	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

広島城観光キャラクター「てるてる」デザイン使用変更申請書

令和 年 月 日付けで使用承認を受けた事項について変更したいので、下記のとおり申請します。

記

使用対象 (内容・種類・名称)	
変更内容	
変更理由	
変更後の使用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
備考	